

マイナンバー事務と年末調整 今年は少し早めにスタートしましょう

マイナンバー制度が昨年導入され、今年の年末調整が実務の本番スタートと言えそうです。

マイナンバーは、「**行政に提出する特定の書類にのみ表示し、それ以外には絶対に表示しない**」ものです。管理上、書類保管等の負担を減らしたい所ですが、今年、国税庁からはこれに合致したマイナンバーの取り扱い（FAQ）がいくつか発表されています。主なものをお知らせいたします。



1 扶養控除等異動申告書等についての記載等省略・軽減の代表的な3つの方法

(1) 従業員が扶養控除等申告書の余白に「マイナンバーについては給与支払者に提供済みのマイナンバーと 相違ない 」旨を記載する方法（国税庁 FAQ1-5-1）	給与支払者と従業員との間での合意に基づくことが必要。給与支払者は、既に提供を受けている従業員等のマイナンバーを確認し、確認した旨を扶養控除等申告書に表示すれば記載が省略できます。 なお、「退職所得の受給に関する申告書」にもお互いに同様に記載することで省略できます。（同 Q1-5-2）
(2) 給与支払者が従業員等のマイナンバー（個人番号）等を記載した一定の 帳簿 （リスト）を備える方法（同 Q1-3-1）	平成 29 年分の扶養控除等申告書から、その帳簿に記載されている方に限り、マイナンバー（個人番号）は記載しなくても良いことになりました。 ⇒ 新入社員など初めて提出する方は当然記入が必要です。
・ 帳簿 に記載すべき事項は？ （同 Q1-3-3）	a 提出者本人、控除対象配偶者、控除対象扶養親族等の ①氏名 ②住所 ③マイナンバー（個人番号） b その根拠として、提出を受けた申告書の名称、提出年月 （申告書は通常は前年以前の「扶養控除等申告書」だと思われます。）
(3) 給与支払者が従業員等の マイナンバーを印字 した扶養控除等申告書を従業員に交付する方法（同 Q1-8）	合意に基づき、従業員本人がその印字されたマイナンバーを確認することにより、従業員本人がマイナンバーを記載した状況と同様の状態とするものです。

2 その他の年末調整関係書類

「給与所得者の配偶者特別控除申告書」、「給与所得者の保険料控除申告書」及び「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」については、平成 28 年 4 月 1 日以後に提出するものから、給与支払者のマイナンバー（個人番号）についても付記する必要はなくなりました。提出者のマイナンバーの欄自体ありません。

3 法定調書は、必要な方からマイナンバーを取得済か確認を

税務署に提出する法定調書の主な提出範囲は下記の通りです（この記事では個人への支払分のみ記載）

- | | | |
|----------------------|------|------------------------|
| (1) 報酬・料金等 | 年間 | 5万円超 |
| (2) 不動産使用料 | 年間 | 15万円超 |
| (3) 不動産の売買又は貸付の斡旋手数料 | 年間 | 15万円超 |
| (4) 不動産の譲受の対価 | 年間 | 100万円超 |
| (5) 配当、剰余金の分配 | 年間配当 | 10万円超（ただし H30 年まで猶予あり） |

なお、会計事務所などの外部に委託する場合、どちらがどこまでマイナンバーを扱うのか、事前に確認しておくべきです。いずれにしてもスムーズに進められるよう、今年は少し早めに準備を始めましょう。

@ 10月の予定

- 10/11・9月分源泉所得税
・住民税の特別徴収税額納付期限
- 10/31・8月決算法人の確定申告
・11,2,5月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

